

○議長（中西峰雄君）次に、順番2、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の4点について質問いたします。

第1に、道德教育実践への基本方針について伺います。

第2に、公民館の位置付けと現在の課題について、当局の認識を伺います。

第3に、職員に対する不当要求の実態とその対策について伺います。

第4に、子育て支援の多様化について伺います。

以下、順を追って質問を進めます。

まず第1に、道德教育実践への基本方針について伺います。今日の日本では、①国の政治の無責任さ、幼稚さの目に余る実態、②社会では凶悪犯罪の頻発、③学校では不登校、いじめ、学級崩壊、子どもの自殺、教師の心労からくる長期休暇の増加、④家庭では、夫の暴力、児童虐待、育児放棄等、深刻で多様な問題が噴出しております。

これらの主たる原因は、戦後の日本が道德を軽んじ、学歴偏重、物質主義、利己主義、拝金主義の道を突き進んできたことにあります。

そこで、私は6月議会において、人として生きていく上で必要な基本的価値を身につけさせる道德教育を充実させて、橋本市から日本を建て直そうと提案しました。これに対して、市長、教育長から力強いご賛同をいただき深く感謝申し上げます。

さて、道德教育の具体化の方策ですが、人間はともすれば目の前のことに心を奪われが

ちであります。したがって、折に触れて読書や話、あるいは実践を通して個々の道德教育をすることと並行して、柱となる徳目を常に示して、日常生活の中で頭ではなく自然に体にしみ込んでいくような方法をとることを提案いたします。

私は、「誠実」と「感謝」の二つこそが、その柱として徳目にふさわしいと考えます。

「誠実」を選ぶ理由は、人間は社会的動物であるが、お互いが接する相手の信頼にこたえて、真心をもって応対することが、個人の幸福、社会の幸福、政治経済の安定、国家の安定につながり、ひいては個人の幸福に循環するからであります。また、誠実は論語をはじめ、古今東西の人の道を説いた古典に必ず示される徳目であるとも言われております。

次に、「感謝」を選ぶ理由は、人間は一人では生きられない存在であり、多くのおかげをいただいて生涯を終える宿命にあります。ご先祖への感謝、親への感謝、恩師・先輩・友人・その他有縁の人々に対する感謝、社会への感謝、国への感謝、大自然と大自然からもたらされる物への感謝等、おかげさまと感謝できる人は、日常生活の人間関係や物事の判断、選択も適切にする力を備えることができると考えるからであります。

誠実と感謝の二つの徳目を柱に、橋本市の道德教育を組み立てられてはいかがでしょうか。

第2に、公民館の位置付けと現在の課題について当局の認識を伺います。

①役割、②組織・任用形態、職員の待遇、人材確保、③公民館の活動に対する評価の方法について伺います。

第3に、職員に対する不当要求の実態とその対策について伺います。

まず、「不当要求」とは何かが問題となりますが、一般論として、一応「橋本市の適法な業務の執行を害する要求」であると定義します。具体的には、内容に関する不当な要求と、要求の手段が社会通念上相当性を欠く場合があると考えられます。

私は、市当局に職員が安心して適法に職務を遂行できる環境を保障する義務があると考えます。現在の実態はどうか。職員を守る制度がありますか。あるとして、その制度が有効に機能しているか否かを伺います。

最後に、子育て支援について伺います。

現在、老人について実施されている「ふれあいサロン」のようなものを、子育ての場面にも実施できないかを伺います。子育て支援については、橋本市も親子サークルに対する補助や、民生児童委員を中心とする活動「それいけ！わんパーク」、高野口こども園での子育て支援センターの設置等の施策がなされておりますが、これらの施策に浴しない親子も少なくありません。

例えば、地域に根をおろした面倒見の良い人の人格、人間性を慕って少なからず親子が集まって元気を回復したり、悩み事を打ち明けて相談に乗ってもらう場所が自然発生的にできたような場合には、公の支援があるべきだと考えます。適切な要件を具備することを前提として、前向きに検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。また、このような集まりが自然発生的に出てくるような雰囲気づくりも大切だと思いますが、いかがですか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君） 道德教育のご質問についてお答えします。

道德教育は、昭和33年の学習指導要領改訂において教育課程に位置付けられ、学校の教育活動全般を通じて行うことや、道徳的实践力の向上を図ることが明記されました。それ以来5回の改訂を重ねる中でも、議員ご指摘にあるように、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分なこと、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分なことなどの指摘がなされており、これらの課題を解決するためにも、豊かな体験を通して内面に根差した道徳性の育成が図られる道徳教育の実践が、繰り返し強調されてきているところです。

このことを踏まえ、橋本市教育委員会では、「橋本市の教育」の中で、道徳教育について次の4点を重点施策として取り組んでいます。

1点目は、道徳教育の指導の重点や特色を明確にすること。2点目は、保護者や地域の方々との連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などの道徳性の育成に資する豊かな体験を進めること。3点目は、身につけるべき基本的な生活習慣や社会性、集団生活のルール、善悪の判断等について家庭との連携を重視すること。4点目は、家庭で「人としての生き方」について話し合うよう機会をとらえて啓発すること、です。

これらの取り組みは、あらゆる教育活動の中から体験を通じて児童生徒が感じることでとどめおくだけではなく、道徳の時間の授業において計画的に指導されることによって、児童生徒の道徳性が高められる取り組みになると考えています。

次に、内容項目（いわゆる徳目）についてですが、学習指導要領においては、児童生徒

の道徳的心情の発達、道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、発達の段階などが考慮され、小学校1・2年生では16項目、3・4年生では18項目、5・6年生では22項目、中学校では24項目が設定されています。すべての内容項目について適切に指導しなければならぬとされていますが、重点的な扱いを工夫してこそ、その効果を高めることができます。各学校においても、道徳教育の全体計画を作成し、児童生徒の実態とめざす子ども像から、各学年等において重点項目を設置し取り組んでいます。

また、ご提案いただいています「誠実」と「感謝」は内容項目にも明示されており、小学校1・2年生から中学校まで一貫する内容項目となっていることから、重要であると認識しています。

今後、道徳教育推進教師の研修会等において、各学校の児童生徒の実態や重点内容項目の設定、実践状況の情報交換、伝達講習会等を行うことにより、教職員の資質向上や各学校の取り組みの充実を図ったり、幼稚園と小学校、小学校と中学校が中学校区で連携した取り組みについて協議したりするなどを計画しています。

道徳教育は、学校教育の中でも人格形成の基本にかかわることです。今後も各学校における道徳教育の取り組みが、教育活動全体を通じて充実が図られるよう指導に努めてまいりたいと考えていますので、ご支援並びにご理解をお願いいたします。

続きまして、公民館のご質問にお答えいたします。

まず、公民館の役割でございますが、社会教育法第20条において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の

増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。また、地域住民等に対する学習機会や家庭教育に関する情報提供に努める必要もあります。

これからの公民館が果たすべき役割や運営のあり方が昨今問われておりますが、人づくり、まちづくりの拠点としての役割と、地域の安心・安全の居場所としての機能が求められているのではないかと認識しております。

社会教育や生涯学習の振興と充実を図ることとあわせて、地域住民の学びや地域活動の場として、また出会いや交流の場として、活気ある地域社会の実現に取り組むことが公民館の役割だと考えています。

次に、組織・任用形態でございますが、今年4月から8地区公民館に専任館長を配置いたしました。

高野口地区公民館以外の7地区公民館は、嘱託館長、嘱託主事、臨時職員の3名を配置しております。

高野口地区公民館は、嘱託館長、嘱託主事、臨時職員の3名に加え、館長補佐で福祉相談業務を兼務する正職員が1名、公民館事務担当の正職員が1名、公民館事務と福祉相談業務を兼務する嘱託職員1名の合計6名の体制となっております。

また、中央公民館には館長と館長補佐が正職員で2名、嘱託主事が2名の計4名を配置しています。

これらの嘱託職員、臨時職員の任用につきましては、採用は賃金・労働条件を明示した上で、原則公募により実施しており、その賃金・労働条件については、嘱託職員については「橋本市嘱託職員の雇用に関する規程」を、臨時職員については「橋本市臨時職員の雇用に関する要綱」により定めております。また、嘱託職員と臨時職員の採用区分については、

採用しようとする職務の専門性や職責により決定しております。

人材確保策の一つとして、賃金を経験年数や実績に加味したものとすべきではとのおただしもございますが、それぞれの雇用に関する規定が地方公務員法を根拠法としていることから、任用期間を1年ないし半年と定めており、このため昇給制度といったものは想定しておりません。

最後に、各公民館の事業内容の評価については基準等がなく、実施できていないのが現状であります。今後の公民館活動を考える上で、この評価が大変重要であると考えますので、月1回開催している定例の館長会議を有効に活用し、事業計画や事業報告を行うだけでなく、事業の検証を行うことで各館の取り組みを評価できるよう、会議方法や内容等を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）不当要求のご質問にお答えします。

議員ご質問の点につきましては、不特定多数の住民に対する公共サービス機関である市役所業務の中では、当然、さまざまな市民要求等を受けますので、職員が個人的に、議員ご指摘のような不安等を感じる場面があるかと思いますが、幸い議員が定義されたところの不当要求、あるいは暴力団等の暴力行為が発生している状況ではありません。

しかしながら、窓口等で一部興奮した来庁者が、他の市民から見れば威圧的に思えるほど大声を発し、カウンターをたたいたり、一連の説明を受けたにもかかわらず自己の主張を繰り返し主張し、長時間にわたり居座る等の迷惑行為がないわけではありません。

そういう場合は、担当の職員1人で対応す

ることなく、所属長以下組織的な対応をするよう心がけているところですが、今後なお一層、部課長等が適切な指揮を執行できるよう、指導研修を進めてまいりたいと考えております。

また、現在、市民安全課に和歌山県警察本部より1名の警察職員の派遣をいただいております。この派遣についての主たる目的はほかにありますが、庁内での不当な暴力行為や、威圧的な要求の防止にも活躍をいただいているところです。これまでも必要に応じて、県警当局と緊密な連携をとりながら対応してまいりましたが、今後ともご支援を得ながら、適切な執務環境の維持に努めてまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）次に、子育て支援についてお答えいたします。

老人について実施されている「ふれあいサロン」のようなものを子育ての場面でも実施できないかとおただしですが、本市では子ども同士、また子どもと親が触れ合うことのできる場として、親子教室、子育て支援センター、のびのび教室、子育てサロン、「それいけ！わんパーク」、児童館の幼児教室、保育園・幼稚園の園庭開放等、さまざまな形で子育て支援を行っております。

しかし、これらは日時等の制約があり、いつでも行きたいときに行けるというものではありません。そういう意味で、議員ご提案のふれあいサロン形式の子育て支援は、日時の制約なく行きたいときにぶらっと訪れ、帰りたいたときに帰れる自由な、斬新な案と感じております。

公的にこの形式を実施するには、一日中どれかが対応する必要がございますので、場所

の問題、人の問題が発生し、早急な実施は困難と考えます。

ただ、この形式の子育て支援に取り組んでおられるところがあると聞き及んでおりますので、開設者の意向も確認した上で、市の情報誌等さまざまな情報網を通じご紹介する形でのご支援、この形式の子育て支援の拡大を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）非常にご理解のあるご答弁、たくさんいただきましてありがとうございます。

まず、1回目、道徳教育の実践と、この点から再質問させていただきます。

なかなか教育長がお答えになったことは、内容的にすばらしいと思います。問題は、その中身がこれからどれだけ充実していくかということが大事だと思うんです。と申しますのは、昭和33年から道徳教育というのをやろうということで国の方針と出したけれども、それから何回も改正が行われているにしても、日教組という団体が道徳教育反対と。これは戦前に戻ることだとか、軍国主義復活になるとか、こういうたわけたことを言うて今まで妨害してきて、極めて妨害されるほうも消極的で、実質的な事実等が上がってこなかったと。私はそういうふうに認識しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）議員おただしのとおり、昭和33年度、道徳教育が教育課程として新たに取り入れられてございます。さらにさかのぼってみますと、昭和20年、終戦を迎えてございます。それまで道徳教育の役割を果たしてきたのが、教育勅語に代表される修身

でございます。これは敗戦と同時に廃止されてございます。

昭和20年から13年間、道徳教育はどうなったんだろうかということなんですけれども、その当時の考え方として、社会科で道徳教育はできないだろうかという考え方があったようです。今も社会科のねらいに、公民的資質を養うという文言がございます。公民として日本社会にどれだけ、あるいは世界にどれだけ貢献できるのか、そういう能力を社会化で培うという発想があつて、道徳教育はしばらく表ざたにならなかったという経緯があったようです。

ただし、子どもたちは毎日学校に来て、毎日生活しております。その中で、さまざまな問題が起こってきます。生活指導、こんなことしたらあかんやろう、こういうこと大事やろうという、生活の中から子どもたちを生活指導していく中で道徳教育の役割を果たしてきたという期間があったんです。その中で課題になったのが、要するに網羅できない。大事なこと、例えば、今ご提案いただきました誠実であるとか、感謝であるとか、自然への畏敬の念であるとか、そんなさまざまな文言が生活指導だけではカバーできない。そういう中で、本当に大事な生活を通じて、それでもなお大事な道徳を、いわゆる補充・深化・統合できるような道徳の時間が必要だということで、道徳の時間というのが設置されたのが昭和33年です。

その当時、いわゆる修身の復活であるということで、相当大きな反対があったようです。昭和33年の9月から年間35時間道徳の時間を実施しなさいという、文部省のいわゆる学習指導要領の規定があつたにもかかわらず、道徳が実践されなかったという経緯もあつたようです。

ところが、最近子どもたちの状況であると

か、あるいは学習に取り組む姿であるとか、子どもたち同士の関係であるとか、そんなものを見たときに、道徳教育が極めて重要であるという認識が教育界の中で広く広がってございます。組合あるいは非組合にかかわらず、道徳教育を非常に大事にした取り組みが広がりつつあります。文部省も週35時間きっちり実施されているかどうか、そういう調査も随分なされました。一時期、35時間でできていなかった学校がたくさんあったようです。その辺の指導もしっかり行き渡るようになって、週35時間の道徳の時間の確保、それから学校教育活動全体を通じて、道徳をどう展開していくか、そのあたりがかなり学校でも論議されておりますので、さらに私どもとしては強化できるよう、重点項目の設置とかかわって、すべての項目が子どもたちの学校生活、生活の中でカバーできるようなみとり、そして、それらを道徳の時間で補充・深化・統合していくような道徳の時間のあり方、そんなものをこれから具体的に学校の中で授業として、指導として、そして子どもたちの姿として具現できるように、私どもとしては指導していきたいと思っております。

その入り口としては校長会とか、あるいは教育委員会、それと道徳教育指導教員、そんな会等々を活用しながら、また、地域の方、家庭の方を巻き込んだ道徳教育をさらに進めていきたい。それがひいては子どもたちの未来につながるものと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願いできたらと思っております。

以上です。

○4番(松浦健次君)ありがとうございます。

○議長(中西峰雄君)松浦議員、挙手願います。

○4番(松浦健次君)ごめんなさい。

○議長(中西峰雄君)暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長(中西峰雄君)再開いたします。

4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)ありがとうございます。

大変道徳教育にご理解のあるご答弁で、頼もしく思っております。

私がそういうことを特に思ったのは、道徳教育というのは、やっぱり今の世の中を見たらむちゃくちゃやと。例えば、総理大臣でも、普天間の話でも結局、県外と言って、それで県内と。それで平然としていると。きょうはAと言って明日はBと言って何とも思っていない。また、自分らが金の問題、いろんな問題の責任をとってやめるというてやめても、またすぐ出てこようとしている。こういうでたらめなことが何で起こってきたんだろうと。

誠実というのは、人の信頼に対して自分が裏切らないでお互いにやっていこうという、こういう話なんですけれども、一国の総理大臣がこういういたらくで、原因は何かと言えば、やっぱりあの人は、橋本市の教育委員会がよく言っております確かな教育、学力と。あの人は東大を出て、アメリカの名門大学を出たので、確かな学力は確かにあったと思うんですけども、基本的にお互い信頼して守っていこうと、平然と人をだましておるような人が総理大臣につくような世の中というのは、これはやっぱりその場その場でモグラたたき何ぼしてもあかんと。やっぱり教育の場で、小さいときからまっとうな人間を育て上げる、こういうことをしなければ日本の国はよくなりませんし、また、世界もうまくいかない。そういう信念から申し上げているところでございますので、ぜひとも全身全霊をこの面にも打ち込まれて、頑張ってくださいと思います。

市長、よろしく申し上げます。前回の議会でも非常にご賛同をいただきまして心強く思っておりますので、教育委員会に対して全面的なバックアップをよろしく申し上げます。

それで、まだ同じことなんですけども、子どもたちだけを学校で道德教育をするだけでは足りない。いろんな社会の状況、家庭の状況がありますので、幼稚園・保育園、あるいはその保護者、また公民館活動を通じて、一般社会においても道德教育の重要性ということを強調して、具体的な施策をまた考えて打ち出していただけたらと思いますけども、教育長、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）教育長。

○教育長（松田良夫君）10月には文部科学省の研修を、道德教育講座を受けてきた者がございますので、その人の伝達講習を各学校の道德教育推進教員に集まってもらって、そんな伝達講習をしたいと思っておりますし、先ほど答弁の中でお答えさせていただきましたように、各学校の子どもたちの状況、そして道德的課題、それに対応した重点項目の取り上げ方、あるいは具体的な指導のあり方、そんなものを情報交換しながら、各学校の道德教育の充実に資するような研修会を重ねていきたいと思っております。

ほかにも、私どもが主体性を持って計画したものではありませんけれども、本年度2月に、市内の小中学校で県内の道德教育研究会を開催する予定で計画を進めてございます。その会にもたくさんの先生方にご参加いただいて、道德教育を語り合う、そういう場にしていただきたいと思っております。そういう機会、適宜、的確に重ねながら道德教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えてございます。こういった研修会にも、ぜひご支援、ご協力いただけたら大変ありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し

上げます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございます。

では、次に進ませていただきます。

公民館の位置付けということでご答弁ありましたが、私も全く社会教育法第25条の精神が生かされるべきだと思っております。組織・任用形態、職員の待遇等を伺いまして、例えば、私としては重要な、これから公民館というのは市役所の最前線に立って住民と一番接する機会の多いところなので、そこで公民館活動が趣旨にのっとって実現されていけば、橋本市の市民の生活というのは広がりとか色どり、深さ、潤いを与えて、極めて人の幸せに資する機関だと思っております。

そこで、そのためにはだれが館長に、だれが職員になるかによって、その仕事ぶりというのは全然違うと思っておりますけども、その情熱と能力がある人に、また仕事の内容に応じてこれに報いるということが私は必要だと思います。確かに、募集するときにはこれこれの条件でこうだと、それだけでやってくれたらいいじゃないかという経済本位の考えもありますけれども、人材をそれ相応に遇することによって、またいい仕事をしてもらえると。こういう側面もあると思っております。

例えば、公民館で仕事をする人が、これでは将来自分の生活が成り立たないという条件であれば、片一方は公民館活動に精を出して、もう片方の足を自分の就職探しにエネルギーを割くと。こういうような状態では、なかなか情熱を注いで、これからますます重要になってくる公民館活動を担っていくことは難しいんじゃないかと思うんですけども、ただ、今、教育長が言われたように、その勤務条件としては地方公務員法にあるというようなこ

となんですけれども、例えば、スポーツ振興公社かな、合併のときに特別な職務だということで、嘱託職員に30万円の給与を差上げたん違うんですかね。そういう弾力的に運用して、やっぱり経験と実績、それから年々地域の方々との理解が深まって、また地域を知り、地域からも知ってもらおうと。こういう実績の積み上げのある人には、それなりの待遇をしていくのも大事じゃないかと思うんですけれども、これは教育委員会というよりも市長部局に、このような視点からの検討というのをお願いできないかということを伺います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）正職員につきましても、一つの給与の数値というか表がございます。そういうことで、臨時・嘱託職員につきましても一定の数値を決めまして採用してございますので、そこに差をつけていくということになりましたら、評価というのが大事かということになってこようかと思えます。ということで、評価の仕方、臨時・嘱託職員までそういうことはまだ考えてございませんので、同じような採用をされたら同じような給料というような形でしておるわけでございます。そういうことで、非常に概念的にはわかるわけでございますけれども、それをどういふふうに差をつけていくかということになりましたら、非常に難しい問題がございますので、今のところ、そういうのは考えていくべきと思えますけれども、現在はそういうことはしてございませんので、将来に向かっての課題かというふうに考えてございます。その程度しか言えないような状態でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）そしたら再度伺いますが、一応このままじゃよくないなというようなお考えが、頭の隅にでもあると考えるとよろしいですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）それと、説明が不十分でございますけれども、公務員法におけます臨時・嘱託職員の身分の関係もございませぬ。そういうことで、基本的には短期雇用の継続ということになってございませぬので、そういうことを考えていくということが全国的にもあまりないようなことでございます。ということで、評価をどういふふうに考えていくかということにつきましては、公務員法の改正の考え方も含めまして、人事院勧告なんかもございませぬけれども、そんなものも含めた中で将来検討していくべき課題かというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）法律も大事ですし、しかし、自分たちが具体的に妥当な、これは結果を、結論を導かなだめだというふうに、もしお考えになったら、その範囲ではやはり考えていくべきではないかと思えます。

例えば、正職員であればエスカレーターに乗った感じで、定年まで頑張っても頑張らなくてもいけると。こういう実態がありますよね。それで嘱託・臨時職員であっても正職員の何倍も仕事をしておる人もおるんですわ。しかし、この人たちは何ぼ頑張っても、だらけておる正職員よりも圧倒的に不利益な立場で仕事せないかん。これは具体的には僕は妥当じゃないと。具体的な妥当な結果を、頑張る人には頑張るだけの報い、頑張らない人には頑張らないだけの報いと、こういう評価をしてこそはじめて組織として活性化していくので、その辺のところを、法的な裁量の範囲内で改善していただきたいと思いますと思うんですけれども、私の言うことはおかしいでしょうか。

市長、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）市長。



〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番、松浦議員の再質問でございますが、完結型という、なかなかこれは私も経験今日あるわけですが、難しい面が確かにあると思うんです。しかし、それぞれ仕事を通じての代償というか、これはやはり言葉の口先だけではなかなか済まないと思うんです。やはり、ある程度そういう代償を、やはりお金でということ。そうなりますと、これはもう政治的な判断で、その人の重要度、そこをとらえた中で今日まで私は進めてきたわけでございます。それ以上はちょっと申し上げにくいと思いますので、ご容赦をいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）大事なことは、人が変わってもそれが続いていくと。こういうことが大事ですので、市長がだれになったからこうなったというんじゃなくて、やっぱり制度として橋本市の組織としての活力を引き出して、活用して市民に奉仕するためには、制度としてこれはこうやと言ってもらわんと、市長が変わったからそれはもうあかんで、あかんあかん、と言われたら何にもなりませんので、もし、必要なことだと市長がお考えになりましたら、制度としてもいっぺん考えてみるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）臨時・嘱託職員に評価を反映するという考え方でございますけれども、これはあくまでも短期雇用ということでございますので、評価をして継続的に長期雇用するという考え方に立っていないのが、地方公務員法の中での臨時・嘱託職員の立場でございます。ということで、その職員の賃金を、全体としてバランスよく見直していくという考え方はできるわけでございますけど

も、1年の、前年度の評価を踏まえて次の年度も雇用するという前提のもとに変えていくという考え方は、あまりなじまないということになってございます。

ということで、現在、ちょっと言いましたけども人事院勧告のほうでも、臨時・嘱託職員の身分なり職務内容について見直すというような動きがしなさいということもありますし、国のほうでも国家公務員法、地方公務員法の改正の中で、そういう臨時・嘱託職員の立場をどう考えていくかという検討をしております。

ということの中で、私どもとしましても、正職員と臨時・嘱託職員の給料がかなり差異があるということがございますし、仕事の内容に比べて差異があるということがございますので、その辺の是正というのは必要かというふうに考えてございますけれども、今の状態で雇用する限りは、前年度を評価して次年度に生かしていくという考え方そのものがないということだけご説明したいと思います。それで、正職員それから嘱託職員間、臨時職員間での給料のバランスというのは、今後検討していかなければいけない問題かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）お考えはわかりますけれども、現実的には、やっぱり力をつけて1年間やって、さあ2年か3年やって、どんどん仕事ができるという人が1年でやめていただく。ということ自体、せっかくの人材というか能力を橋本市が生かさなくて、また1掛けから白紙の状態でだれかが来てやっていくと。それでいい職域もあると思うんですけども、特に公民館なんかはそうじゃなくて、積み重ねというか、これがやっぱり大きな力なので、現実的に1年でやめてというんじやな

くて、いい人にはやっぱり残っていただいているという、またこれからもそうするという市の方針と伺っておりますので、その辺は加味して、一応ご検討いただきたいと思います。これは要望です。よろしく申し上げます。

次に、職員に対する不当要求の問題ですけれども、今のところ大きな問題が生じていないというお話です。それはそれで結構なんですけれども、こういうのはすべて外に出てくるものだけではないと私は思っています。最近でも、1時頃まで自分の要求を聞けとかねばられた、家まで押しかけてきたとか、そういう話も聞いているんですよ。それ以外にも、私が聞いているだけで実態としてはいろいろあるかもわかりません。

そのときに何が大事かと言えば、攻撃的となっている人が、やっぱり周りの人から、気がついたらすぐに助けると、一緒にやるとかね。気がつかなくても、その人が抱え込んでしまわないように上司にきっちり報告して、相談して、その上司の判断でできなかつたら、また複数で検討して対応する。こういうことが必要だと思うんです。そのときに、これを言うたら、この上司は私を守ってくれるやろうか、言うたらまた自分が余計しんどいん違うかな、適当にうっちゃられたらたまらんな、こういう思いを職員が持たないように、やっぱり常日頃から上司と部下との信頼関係というか、これを築いていくことが最も有効な対処方法だと私は思うんですけどね。

私、議員にならしてもらってからもう8年目なんですけども、当時は、幹事だけですよ、幹事だけですけど、職員間のつながりが強かった。今は何となしに職員間が、お互いきずなが緩くなってというか、ないというか、孤立しているような雰囲気全体として感じるんですけども、そういう原因は何でしょうかね。そんな事実はありませんか。理事、長い

こと職場でおられるので、その移り変わりというのをつぶさに見ておられると思うんですけども、その辺の変化というのはありませんか。

○議長（中西峰雄君）理事。

○理事（塚本 基君）不当要求につきましては、私も平成5年のときにいろいろ経験してあります。初めて都計の課長をさせていただいたときにいろいろありまして、それは上司を頼るとするか、その上司にもよったわけやろうと思うんですけど、自分で上の人に言うてもあかんと思うときは、もう言わんというふうな形をとったですわ。

せやから、現実、そういうふうな上の人から下の者を見て、下の者に対して、どない言うんですか、一緒になって考えろという気持ちがあればうまくいくんです。ですけども、現実、なかなかそういうふうな状況ではない。その当時です。今はもうちょっとようわかりませんけども、その当時、そういうふうな状況でした。ですから、同じような状況が起きたときに、自分が上におったときは、全部で対応したれというふうな方向で言ったこともあります。

そやから、その人の資質というか、その人の考え方にもよるかと思えますけども、私もサザエさん症候群になったことがありまして、日曜日の夜になったらもう次の日役所へ行くのが嫌やなというときはありました。ときもありましたですけど、だんだんずるくなってきて、経験も豊かになってきますと、それほど思わなくてもこなせるような状況になるのかなというのはありますけども、それは人それぞれ個人差がありますので、一番何が大事かというのは、やはり上の人から下の者を見て、一緒になって取り組んでいくというのが一番大事なかなというふうに思います。

不当要求に対する条例も本市ではつくって

ありますので、それにのっとった形で、もうちょっと充実した中身を現実味のあるような方向でもっていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございました。そのようにぜひとも内容のある形にしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、4番の子育て支援について伺います。これは健康福祉部長の答弁、私はそのもので大変ありがたいと思います。具体的妥当性ということを考えながら、きめ細かに施策をよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）これをもって、4番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時2分 休憩）